

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成28年3月23日

## 電力小売り自由化に関するトラブル

### 〈事例1〉

1週間ほど前、訪問販売で「電力小売り自由化で将来は電気代が倍になる。太陽光発電システムをつけてオール電化にし、発電した電気を売ってみないか」と勧誘され契約した。冷静になって考えると支払総額400万円は高いので、契約をやめたい。

### 〈事例2〉

昨日、知らない電力会社を名乗る電話があった。「電力自由化で電気代が安くなる」「数日後に訪問する」「自宅の設備を確認する」といわれて了承したが、電話の後で不安になった。信用できるだろうか。

### ★消費生活センターからのアドバイス

- 4月から「電力の小売り全面自由化」が始まります。自由化によりさまざまな業種や業態の業者が参入し、消費者はその中から契約先を選択できるようになります。多彩な料金メニューやサービスプランも登場していて、電力料金負担の軽減やサービスの向上などが期待されます。
- 契約業者やこれまでの契約内容を見直す方は、次の点に注意してください。
  - 新しく契約する業者が「小売電気事業者」として登録されているか否かと、その供給地域
  - 電気料金の算定方法、契約期間、解約手数料など契約の内容
  - 停電などの困ったときの連絡先
- また、電力小売り自由化に便乗した悪質な訪問販売や不審な電話勧誘などにも注意してください。経済産業省の電力取引監視等委員会では、以下の「5つの嘘」への注意を呼びかけています。
  - ①契約した会社が倒産したら、直ちに電気は止まってしまう
  - ②規模の小さい会社と契約すると電気が不安定になる
  - ③電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはならない
  - ④スマートメーター(\*)に取り替えると費用がかかる
  - ⑤4月まで何もしないと電気が止まってしまう

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。

\*スマートメーターとは  
通信機能があって遠隔での検  
診などが可能になる電力量計。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市の消費生活センター

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

※他各町にも相談窓口があります